HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中学校のいじめ場面における傍観者の加害者意識と援助行動の検討
Author(s)	仲野, 芳恵
Description	この博士論文の全文の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第16806号
Issue Date	2026-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16806
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99651
Type	doctoral thesis
File Information	NAKANO_Yoshie_abstract.pdf, 論文内容の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（教育学）　　氏名：仲野　芳恵

学位論文題名

中学校のいじめ場面における傍観者の加害者意識と援助行動の検討

本研究は、中学校で発生するいじめにおける傍観者に着目し、傍観者の加害者意識および援助行動、さらに援助行動を抑制する要因について検討することを目的とした。具体的には、①中学生が傍観者になった場合の加害者意識の度合い、②傍観行動に内在する加害者意識の構造、③傍観者が安心して援助行動を取れる学校学級環境の要件、の３点について、量的・質的両側面から検討した。従来、傍観行動は「いじめを暗黙的に支持する行動」と捉えられ、文部科学省を中心として援助行動を促進する教育方針が取られてきた。しかし一方で、傍観者自身の傍観行動の加害性認識の度合い、および傍観行動が抑制される心理的要因については、実証的検討が充分に行われてきたとは言い難い。本研究は、傍観者の加害者意識に焦点をあて、心理的抑制要因、学級環境および教員の介入の影響などを包括的に解明し、傍観者の多様性に即した現実的な指導および支援のあり方を検討することを目指した。

研究１（第２章）では、中学生 442 名を対象に質問紙調査を実施し、加害者意識の有無およびその程度と、援助行動抑制要因、援助行動との関連を量的に検討した。その結果、傍観場面において加害者意識を有する生徒は半数以上存在することが示された。また、加害者意識は被害者に対する保護的行動と正の関連を示し、関わり拒否行動および加害行動とは負の関連を示した。さらに、恐怖心・怯えの情動が、加害者意識と関わり拒否行動および加害行動との関連を媒介している可能性が示された。加えて、教員による加害性を指摘する指導の受容性は加害者意識と強い正の相関を示し、加害者意識の高さが指導の受容性を高め、保護的行動への動機づけに影響する可能性が示された。

研究２（第３章）では、傍観者の加害者意識が援助行動に対する意識に与える影響を質的に検討するため、中学生のいじめ学習における話し合いの場面に密着し、中学生 41 名から言語データを収集した。加害者意識の強弱に基づき６群に分類した上で、各群における傍観行動への認識および情動の特徴を分析した。その結果、加害者意識の強さと援助行動に対する意識の高さには一定の関連を認めた。その一方で、恐怖心や罪悪感は群を超えて幅広く共通に認められ、これらの情動が加害者意識の強弱とは独立して存在し、援助行動を抑制する要因として機能している可能性が示唆された。また、援助行動を取れない自身への否定的評価に起因する無力感や恐怖心が、怒りや反発や価値観の揺らぎとして表出される様相も確認された。これらの結果は、傍観者の心理的プロセスが「加害者意識→行動」という単純な構造ではなく、「加害者意識→情動（恐怖心・罪悪感など）→援助行動の選択」という連続的プロセスとして理解されることを示すと考えられる。加害者意識が高い群であっても恐怖心や無力感によって援助行動が抑制され、また加害者意識が低い群であっても罪悪感に基づく否定的な自己評価から葛藤が生じるなど、傍観者の心理構造の複雑性が示された。

研究３（第４章）では、研究２の協力者である元生徒２名を対象に半構造化インタビューを実施し、傍観者に求められる教育的支援のあり方について検討した。その結果、

小学校から中学校に至る体験の分析から、生徒がいじめ被害者に対する援助行動を実行するためには、教員が規範意識に基づく指導を行うことにより、教員に対する信頼感を持つことや、複数教員による見守りによって心理的安心感が確保された良好な学級風土が存在することが必要であると示唆された。また、傍観者自身が加害者から被害者と同様に傷つけられている場合があることを考慮する必要性も示された。さらに協力者からは、加害者に対しては教員との良好なコミュニケーションに基づいた指導が有効であること、被害者に対しては傷ついた自尊心を高める教育支援が必要であることが指摘された。

研究４（第５章）では、研究２の協力者を担当していた教員２名に半構造化インタビューを実施し、いじめの減少に向けた教員の日常的な関わり、および傍観者が援助行動に踏み出すための有効な指導方法について検討した。その結果、傍観者が援助行動に踏み出しやすい環境整備を行うこと、援助行動は傍観者にとって心理的負荷が高い行動であることを理解し、教員が生徒の実態に即して試行錯誤しながら指導・支援すること、の重要性が示唆された。援助行動を「コミュニケーションの一種」と捉え、いじめ発生以前の段階から「隠れたカリキュラム」として意図的にコミュニケーションを促進することで、生徒の援助行動が自然に生じる環境が醸成されることが語られた。また、強制的な指導に反発しやすい中学生の心理への理解、発達障害への理解の重要性も指摘された。さらに教育行政的側面として、スクールカウンセラー等の配置に地域差があること、教員不足のまま新学期が開始される学校の増加などが、いじめへ対応に影響を及ぼす可能性が示唆された。

以上の知見を総合すると、傍観者はいじめを必ずしも黙認・支持する存在ではなく、自身の行動の加害性を認識しつつ、内的な葛藤を抱えながら多様な要因の中で行動を選択している存在であることが示された。援助行動は被害者を救う重要な手段である一方、傍観者にとっては心理的負荷が高く、行動に踏み出すことは容易ではないことが推察される。研究協力者の語りからは、被害者への罪悪感や心理的苦痛への共感を抱きながらも、現実的なリスク評価によって行動が抑制される生徒の姿が浮き彫りとなり、援助行動に関連する要因が単なる規範意識や正義感に基づく意思決定のみではないことが示された。そのため教育的実践においては、援助行動の有無のみを評価指標とするのではなく、傍観者の加害者意識や恐怖心・罪悪感等の情動と援助行動の相互作用を踏まえた複合的なアプローチが求められる。本研究の結果から、傍観行動が加害性を伴う可能性を傍観者自身が内省することで、自発的な援助行動の促進に寄与しうることが示唆された。一方で、恐怖心や罪悪感等の情動は援助行動の実行を阻害する要因となりうるため、そのことを踏まえた複数教員による多角的かつ包括的な指導・支援の必要性が示された。傍観者を一律に「援助行動を促すべき存在」として指導するのではなく、自身に可能な援助行動を模索できる心理的安全性が保障された環境の準備や、被害者・加害者を含む双方向的なコミュニケーション能力の育成が教員に求められるものと考えられる。また、教員数の確保や多職種が学校現場に関与できる体制の整備は、現場の努力だけでは解決困難であるため、教育行政との問題意識の共有が不可欠であると言える。

本研究の限界として、いずれの研究も一時点の横断的調査研究であり、因果関係の検討には限界がある点が挙げられる。また研究協力者の選定に偏りが存在するため、得られた結果が一般化できる可能性には、慎重な検討が必要である。今後は縦断的研究や介入研究等により、傍観者の心理的プロセスをより精緻に検討し、研究の深化を図ることが求められる。